







コード	資格区分	必要な実務経験(※1)	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舖	し	板	ガ	塗	防	内	機	通	調	井	具	水	清	清	解
職業能力開発促進法	86	かわらぶき・スレート施工						8																						
	87	ガラス施工															8													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工															8													
	89	建築塗装・建築塗装工															8													
	90	金属塗装・金属塗装工															8													
	91	噴霧塗装															8													
	67	路面標示施工															8													
	92	置製作・置工	(※2)														8													
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・表具・表具工																8												
	94	熱絶縁施工																					8							
	95	建具製作・建具工・木工(※9)・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8		
	96	造園																												
	97	防水施工																8												
	98	さく井																									8			
その他	61	地すべり防止工事	1年					8																			8			
	40	基礎ぐい工事						8																						
	62	建築設備士	1年																											
	63	計装	1年																											
	60	解体工事																											8	
基幹技能者	36	登録電気工事基幹技能者																									8			
		登録橋梁基幹技能者(※10)						8																						
		登録造園基幹技能者																												
		登録コンクリート圧送基幹技能者						8																						
		登録防水基幹技能者																			8									
		登録トンネル基幹技能者(※10)						8																						
		登録建設塗装基幹技能者																			8									
		登録左官基幹技能者							8																					
		登録機械土工基幹技能者							8																					
		登録海上起重基幹技能者(※10)																												
		登録PC基幹技能者							8					8																
		登録鉄筋基幹技能者																												
		登録圧接基幹技能者																												
		登録型枠基幹技能者								8																				
		登録配管基幹技能者																												
		登録嵩・土工基幹技能者								8																				
		登録切断穿孔基幹技能者								8																				
		登録内装仕上工事基幹技能者																												
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											8	
		登録エクステリア基幹技能者								8	8			8																
		登録建築板金基幹技能者																												
		登録外壁仕上基幹技能者(※10)								8																				
		登録ダクト基幹技能者																												
		登録保温保冷基幹技能者																												
		登録グラウト基幹技能者								8																				
		登録冷凍空調基幹技能者																												
		登録運動施設基幹技能者								8																				
		登録基礎工基幹技能者								8																				
		登録タイル張り基幹技能者																												
		登録標識・路面標示基幹技能者(※10)								8																				
登録消火設備基幹技能者																														
登録建築大工基幹技能者								8																						
登録硝子工事基幹技能者																														
登録土工基幹技能者																														
登録ALC基幹技能者																														
登録圧入工基幹技能者																														
登録送電線工事基幹技能者																														
登録さく井基幹技能者																														
その他	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第3号該当		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		

- ※1 表中の「実務経験」、「指導監督的実務経験」とは、合格後の当該建設業の経験をいう。実務経験、指導監督的実務経験により専任技術者として申請・届出する者については、資格証等の写しの他に様式第9号(実務経験証明書)、様式第10号(指導監督的実務経験証明書)が必要。
- ※2 職業能力開発促進法の検定職種の実務経験について、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を要する。
- ※3 平成27年度以前に合格した者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※4 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※5 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。
- ※6 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作业」とするものに限られる。
- ※7 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- ※8 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はない。
- ※9 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られる。
- ※10 講習修了証に、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があること。